

平成24年8月24日

広島大学教職員組合執行委員長  
西 田 恵 哉 様

広島大学理事（財務・総務担当）  
平 野 仁 司

2012年8月7日付け要求書について（回答）

このことについて、下記のとおり回答します。

記

#### 1. 教育実習業務等での前泊問題について

(1) 回答に「上記のような業務で前泊を余儀なくされる場合」とありますが、具体的にどのような場合を想定しているのか、いくつかの例示を求めます。

##### 【補足説明】

当該具体的な例示により、過去の事例との比較等から職員個人が該当可能性の如何を判断しやすくなります。

##### 【回答】

**通常の通勤方法として公共交通機関を利用する者が、入学試験や教育実習引率等の業務命令により早朝に出勤する場合などで、公共交通機関を利用することができない場合を想定しています。例えば、西条駅からのバスの始発が6時55分であることを考慮すると、7時20分より前に出勤する必要がある場合などが該当すると考えられます。**

(2) 「前泊の必要性なし」との労働時間管理者の判断の結果、当日の天候等による公共交通機関トラブルや事故渋滞等により該当職員が遅刻したことで生じる問題については、大学が責任を持って対応することを要求します。

##### 【補足説明】

権限と責任の対応原則からすれば当然のことと言えますが、それを明確にしたいと考えます。

##### 【回答】

**通常の出勤の場合でも、職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規則第23条第16号において、台風、地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等（以下「災害等」という。）により出勤することが著しく困難であると認められるときは、必要と認められる期間について特別休暇を与えることとしており、職員個人に責任を問うことはできないと考えます。**

## 2. 病院緊急呼出待機（オンコール）問題について

回答に「病院としては待機手当（仮称）を新設する方向で検討しています」とありますが、当該検討結果が当組合へ提案される時期について明確化することを求めます。

### 【回答】

平成 25 年度に向けた給与制度改革における交渉において提案する予定です。

以 上